

お客さまからの居住地国等のお届出について

経済のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、日本を含む各国の税務当局は、自国の納税義務者が他国に有している金融口座情報を入手するための取り組みを進めています。

このような国際的な流れを受け、平成 29 年 1 月 1 日より金融機関では、お客さまのお取引開始時に、「お客さまが居住者として租税を課される国(居住地)はどこか」について、お客さまからの届出により確認させていただいた上で、法律に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務づけられました。(下表をご参照ください。)

お客さまには、大変お手数をおかけすることになりますが、何卒、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(ご参考) お客さまからの届出に関する根拠法令等について

項目	内容
根拠法令	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律<略称：実特法> (国内法) ※
適用開始日	平成 29 年 1 月 1 日～
確認方法	お客さまからの書面(当金庫所定の様式)による届出および口座開設時にご提出・ご提示いただく書類により確認させていただきます。
報告対象に該当する場合	届出をいただいた居住地国が国税庁と金融口座情報の自動的交換に関する租税条約等を締結している国のうち一定のものに該当する場合、お客さまの金融口座情報等を国税庁へ報告させていただきますこととなります。
金融口座情報等の報告先	当金庫から国税庁へ報告 ※お客さまの金融口座情報等は、国税庁からお客さまの居住地国の税務当局へ提供されることとなります。
ご協力いただけない場合	お客さまからの届出書の提出が実特法で義務づけられており、届出書をご提出いただけない場合、原則として、口座を開きいただくことができません。

※ 各国の税務当局が非居住者に係る金融口座情報を金融機関からの報告により取得し、互いに情報提供を行うための「共通報告基準(CRS)」という国際的な枠組みを実施するために実特法が改正され、必要な規定が整備されました。現在、日本を含む 100 以上の国・地域が共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明しています。

- 詳しい内容につきましては、お取引店の窓口等にお問い合わせください。
- 本件については、国税庁ホームページにも掲載されておりますので、ご覧ください。

(<http://www.nta.go.jp>)